

平成17年分の所得税と 平成18年度の市県民税から次の項目が改正されます

税制改正に基づき、平成17年分の所得税と平成18年度の市県民税から適用される主な改正内容についてお知らせします。

所得税・市県民税共通の改正内容

65歳以上の方の公的年金等控除について

65歳以上の方が受給する公的年金収入金額から所得金額を算出する際の計算式が次のように改正されます。

改正前の所得計算表

公的年金収入額 (A)	所得金額
260万円未満	(A) - 140万円
260万円以上460万円未満	(A) × 75% - 75万円
460万円以上820万円未満	(A) × 85% - 121万円
820万円以上	(A) × 95% - 203万円

改正後の所得計算表

公的年金収入額 (A)	所得金額
330万円未満	(A) - 120万円
330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37万5千円
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78万5千円
770万円以上	(A) × 95% - 155万5千円

老年者控除の廃止について

65歳以上の方で、合計所得金額が1000万円以下の方に適用されていた控除（所得税50万円・市県民税48万円）が廃止されます。

青色申告特別控除の改正について

取引を正規の簿記の原則に従って記録している方については、青色申告特別控除額が65万円（これまでは55万円）に引き上げられます。簡易な簿記の方法で記録している方に係る経過措置（45万円の控除）は廃止されます。

社会保険料控除の改正について

国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する際に、国民年金保険料等の支払いを証明する書類の添付が必要となります。

所得税の改正内容

公的年金等に係る源泉徴収の改正について

「公的年金等控除の改正」「老年者控除の廃止」に伴い、公的年金等に係る源泉徴収について、公的年金等の支払額からの控除額等の見直しが行われます。

市県民税の改正内容

定率による税額控除（定率減税）の縮減について

平成11年度以降、景気対策のための特例措置として継続されてきた定率減税が縮減されます。

改正前の定率減税額

所得割額 × 15%（上限4万円）

改正後の定率減税額

所得割額 × 7.5%（上限2万円）

老年者非課税措置の段階的廃止について

平成17年1月1日現在で65歳以上の方は、合計所得が125万円以下であれば市県民税が非課税になっていましたが、平成20年度までに段階的に廃止されます（平成18年度は3分の1課税、平成19年度は3分の2課税、平成20年度から全額課税）。

妻に対する均等割免除の廃止について

同一市町村内に均等割の納税義務者がいる場合、平成18年度からその妻の均等割免除が廃止され、均等割4500円が課税されます。ただし、合計所得が28万円以下の方には均等割はかかりません。

お問い合わせ先

- 所得税について
- 市県民税について

伊予西条税務署	個人課税部門	TEL0897-56-3292	
市庁舎本館	市民税課市民税係	TEL0897-56-5151	内線2262
東予総合支所	税務課市民税係	TEL0898-64-2700	内線123
丹原総合支所	税務課市民税係	TEL0898-68-7300	内線214
小松総合支所	税務課市民税係	TEL0898-72-2111	内線114